

相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 5 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 8 5 号)の一部を次のように改正する。

第 8 3 条第 6 項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 87 号)の一部を次のように改正する。

第 45 条第 6 項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「以下同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第 60 条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第 87 条中「から第 39 条」の次に「(第 5 項を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 28 年厚生労働省令第 53 号)による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)の改正に伴う従業者の員数等に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 9 3 号関係資料

相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第 1 条関係)

指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内にある施設等であって当該事業所の従業者である看護師又は准看護師が兼務することができるものに指定地域密着型通所介護事業所を追加するもの

指定小規模多機能型居宅介護

利用者(要介護認定)が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への通いを中心として、短期間の宿泊及び利用者の自宅への訪問を組み合わせ、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスをいう。

指定地域密着型通所介護

利用定員 1 8 人以下の事業所で、利用者が日帰りで食事、入浴等の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスをいう。

(2) 相模原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正(第 2 条関係)

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内にある施設等であって当該事業所の従業者である看護師又は准看護師が兼務することができるものに指定地域密着型通所介護事業所を追加するもの

指定介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者(要支援認定)が可能な限り自立した日常生活を送ることができる

よう、利用者の選択に応じて、施設への通いを中心として、短期間の宿泊及び利用者の自宅への訪問を組み合わせ、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスをいう。

- 2 施行期日
公布の日

相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 5 月 1 9 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 4 年相模原市条例第 7 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 5 条第 8 号イの表 2 階の部避難用の款 1 の項及び 3 階の部避難用の款 1 の項中「同条第 3 項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号」に改め、同表 4 階以上の部避難用の款 1 の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第 3 項第 1 号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号」を「同項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号」に改める。
(相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年相模原市条例第 4 8 号)の一部を次のように改正する。

第29条第7号イの表4階以上の階の部避難用の款1の項及び第44条第7号イの表4階以上の階の部避難用の款1の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同項第2号、第3号及び第9号」を「同項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

提案の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の改正に伴う保育室等を設ける場合の避難用の施設又は設備に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 9 4 号関係資料

相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (第 1 条関係)

保育所において保育室等を 4 階以上に設ける場合に、避難用の設備として特別避難階段に準ずる屋内避難階段を設置し、階段室に通じる付室を設けるときにおける当該階段室又は付室の構造については、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとするもの

(2) 相模原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第 2 条関係)

小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所において保育室等を 4 階以上に設ける場合に、避難用の設備として特別避難階段に準ずる屋内避難階段を設置し、階段室に通じる付室を設けるときにおける当該階段室又は付室の構造については、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとするもの

2 施行期日

平成 2 8 年 6 月 1 日

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 5 月 19 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例
相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 39 年相模原市条例第 30 号)の一部を
次のように改正する。

別表第 2 相模原市立青根小学校の項中「相模原市緑区青根 1 3 3 1 番地」を「相
模原市緑区青根 1 9 2 6 番地」に改める。

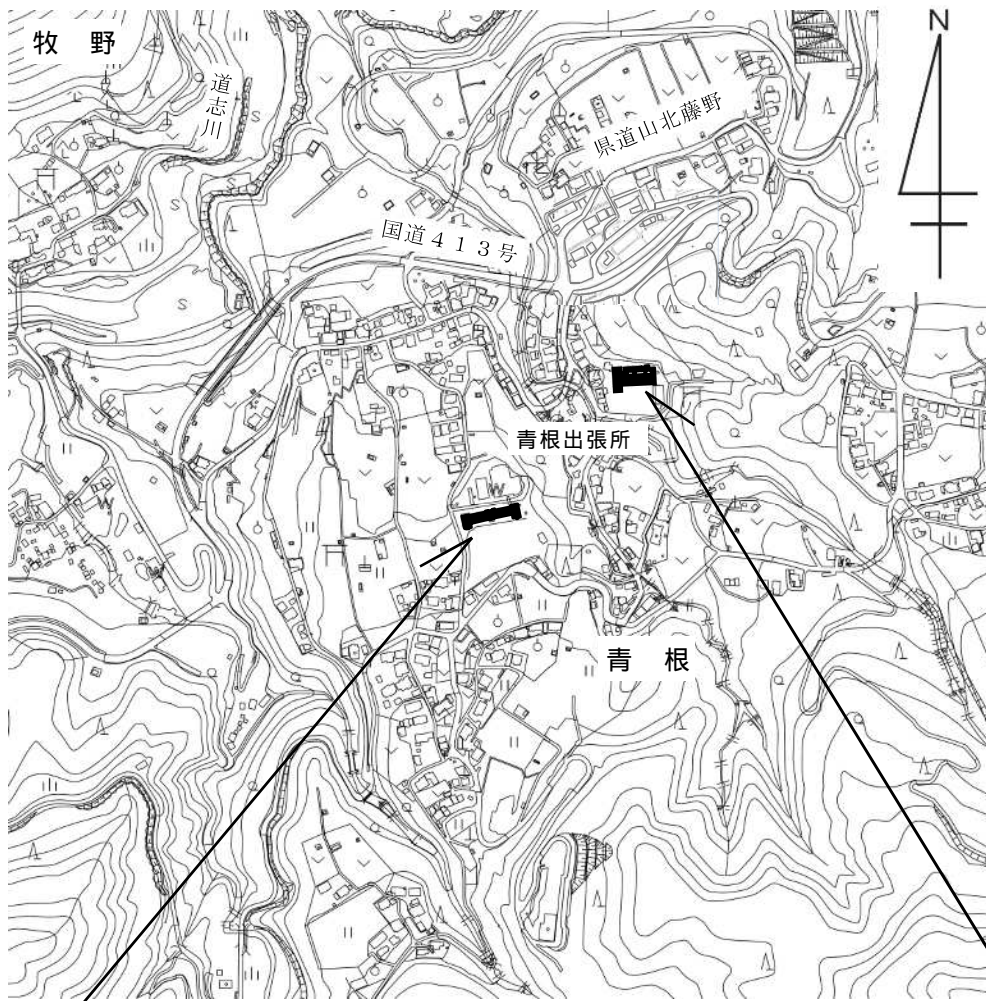
附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

相模原市立青根小学校の校舎焼失に伴い、同校の位置を相模原市立青根中学校
の位置に変更いたしたく提案するものである。

案内図



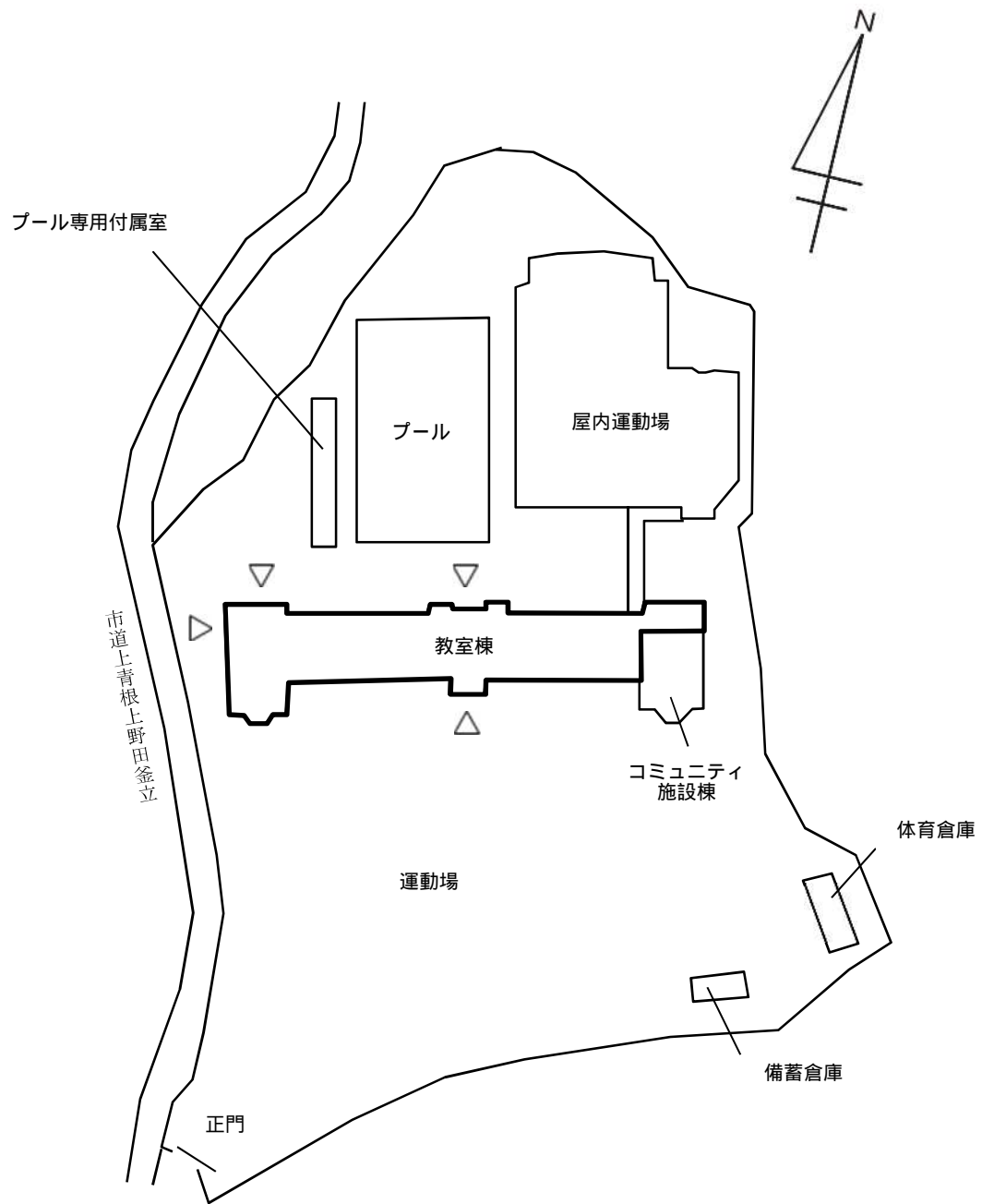
相模原市立青根中学校
相模原市立青根小学校(移転後)

相模原市立青根小学校(移転前)

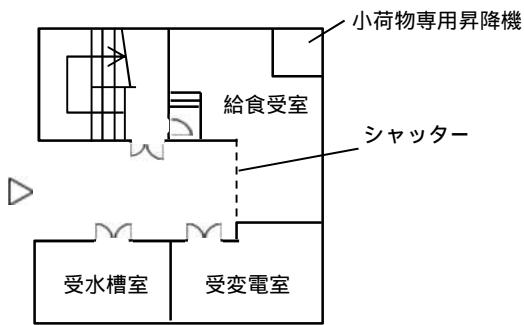
施設の概要

区分	移転前	移転後
位置	相模原市緑区青根1331番地	相模原市緑区青根1926番地
構造	木造2階建	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建
延べ床面積	1,422㎡	2,206㎡

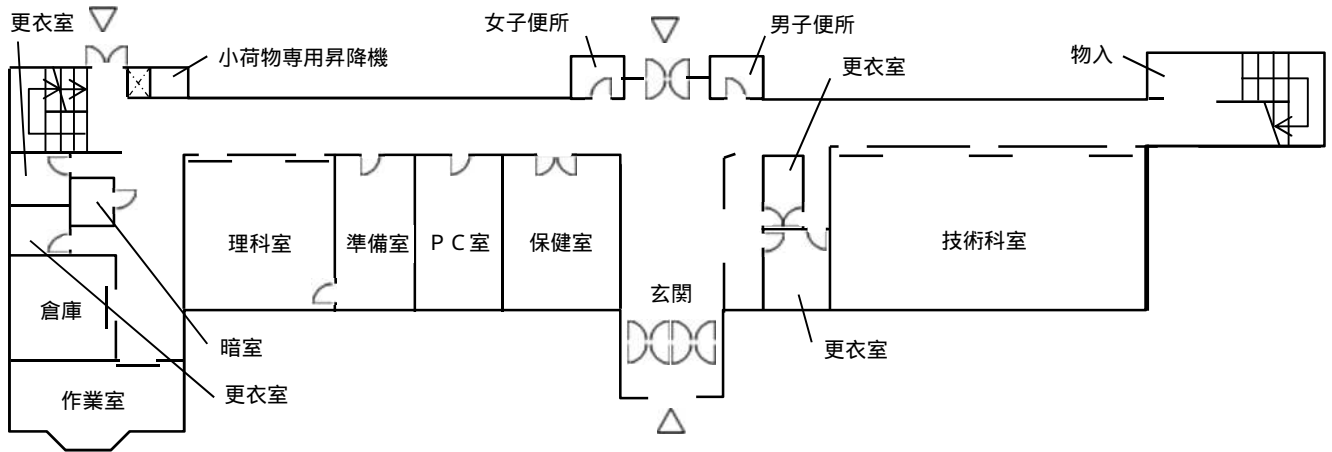
配置図



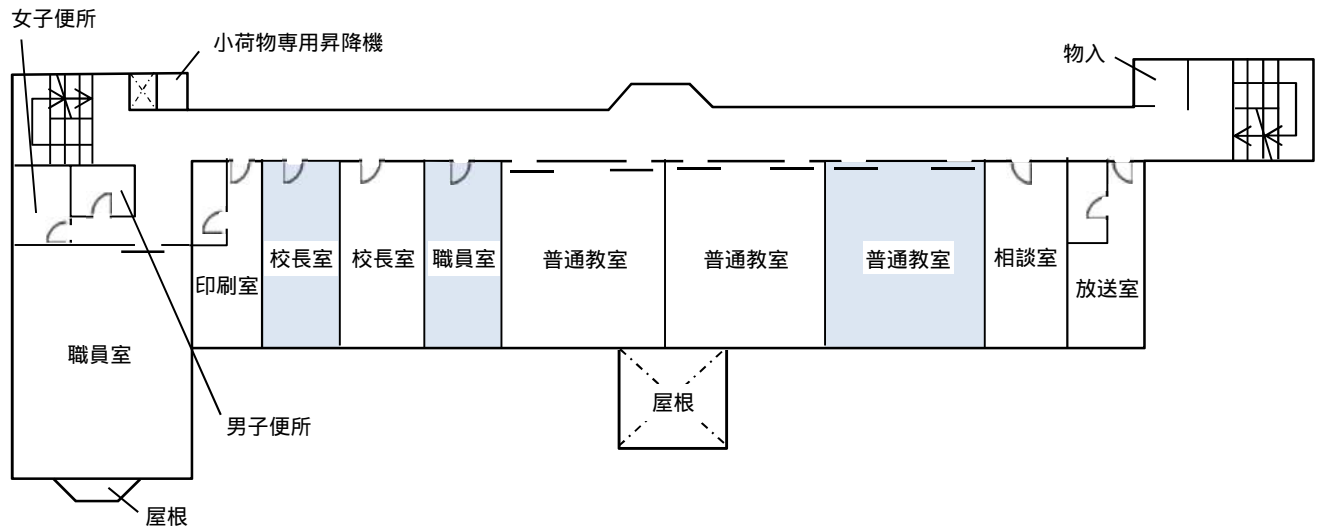
地下 1 階平面図



1 階平面図

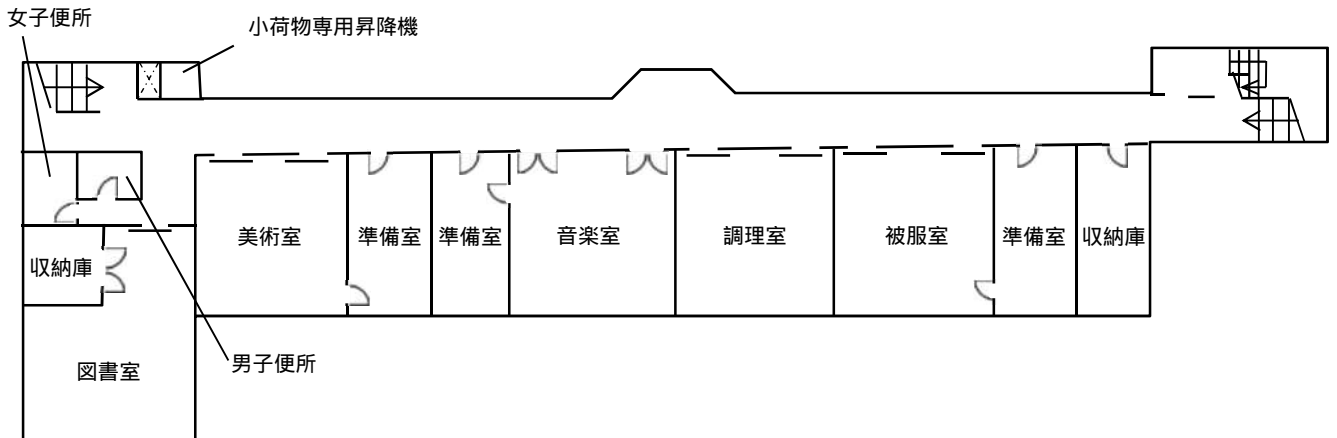


2 階平面図



当面の措置として、会議室を小学校校長室に、教材室を小学校職員室に、普通教室を小学校普通教室に転用

3 階平面図



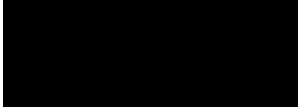

凡 例 相模原市立青根小学校使用部分

監査委員の選任について

次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

平成 28 年 5 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	加 藤 明 徳	

提案の理由

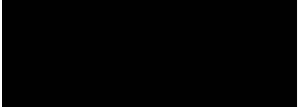

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。

監査委員の選任について

次の者を、本市監査委員に選任したいので同意されたい。

平成 28 年 5 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

住 所	氏 名	生 年 月 日
	寺 田 弘 子	

提案の理由

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を得る必要による。